

# 外国人ガイドブック

## 警察署の所在地と電話番号

本部	郵便番号	所在地	電話番号
香川県警察本部	760-8579	高松市番町 4-1-10	(087) 833-0110

警察署	郵便番号	所在地	電話番号
東かがわ警察署	769-2601	東かがわ市三本松 1723-2	(0879) 25-0110
さぬき警察署	769-2101	さぬき市志度 1028-1	(087) 894-0110
高松東警察署	761-0702	木田郡三木町大字平木 56-4	(087) 898-0110
小豆警察署	761-4421	小豆郡小豆島町苗羽甲 1351-1	(0879) 82-0110
高松北警察署	760-8511	高松市西内町 2-30	(087) 811-0110
高松南警察署	761-8511	高松市多肥上町 1251 番地 8	(087) 868-0110
坂出警察署	762-0011	坂出市江尻町 1204-1	(0877) 46-0110
高松西警察署	761-2305	綾歌郡綾川町滝宮 1332-1	(087) 876-0110
丸亀警察署	763-0055	丸亀市新田町 1 番地 7	(0877) 22-0110
琴平警察署	766-0003	仲多度郡琴平町五條 620-1	(0877) 75-0110
三豊警察署	767-0011	三豊市高瀬町下勝間 2516-4	(0875) 72-0110
観音寺警察署	768-0066	観音寺市昭和町 2-1-55	(0875) 25-0110

### 総合窓口（相談を受け付けるための総合的な窓口）

窓 口	問合せ連絡先
広聴・被害者支援課 又は各警察署総合窓口	警察本部 (087) 833-0110 警察相談専用電話 短縮ダイヤル「#9110」番 【直通：(087) 831-0110】 又は各警察署



県民の安全と地域の平和を守る。

**香川県警察**

Kagawa Prefectural Police



## はじめに

この小冊子は、皆さん方が日本国内で生活するうえで、犯罪や事故等に遭わないために、特に気をつけて頂きたい基本的な事柄について説明したものです。快適な生活を送るための助けになれば幸いです。

警察は、皆さんの安全と住みよい街づくりを目指して、24時間昼夜を問わず活動しています。

もし犯罪や事故等で困ったときには、近くの警察署や交番等の警察官に連絡・相談してください。

**香川県警察**

● 目 次 ●

- 110 番のかけ方について …… 1
- 電話をかける 6 つのポイント …… 2
- 犯罪被害の予防について …… 3
- 交通事故防止について …… 4
- 自転車安全利用五則を守りましょう …… 5
- 歩行と自転車利用に関する標識の種類 …… 6
- 在留カードの携帯義務について …… 7
- 不法就労の防止について …… 8
- その他の入管法違反 退去強制処分 …… 9
- 防災対策について …… 10
- 警察署の所在地と電話番号 …… 11

## 110 番のかけ方

緊急の事件・事故の場合には、次の要領で 110 番してください。

家庭や職場の加入電話から	そのまま数字の 110 を順に押すか、回してください。
携帯電話から	そのまま数字の 110 を順に押してください。 (市街番号は必要ありません。)
赤ボタン付公衆電話から (緊急通報ボタン)	受話器を取って、前面にある「赤ボタン」を押してから、数字の 110 を順に押します。(料金は不要です。)
赤ボタンのない公衆電話から	受話器を取って、そのまま数字の 110 を順に押します。 (料金は不要です。)
FAX110 番 耳や言葉が不自由な方専用	FAX で 110 又は (087) 831-0100
メール 110 番 耳や言葉が不自由な方専用	NTT ドコモ携帯 (i モードメール) kk110@docomo.ne.jp ※ドコモからは「kk110」のみで送信可能

受理と同時に関係警察署にも指令していますので、電話中にもパトカーや警察官が現場に向っています。

### 携帯電話・PHS から 110 番通報する場合の注意点

- 走行中の電話は危険です。必ず、車を停止してから通報してください。
- 一般道路では、目標物 (ガソリンスタンド、コンビニ等) を教えてください。
- 高速道路では、高速道路名と上下線別と道路左端の「キロスポット」を教えてください。
- 県境付近から通報する場合は、隣県の 110 番に入電することがありますので、現在地をよく確認した上で通報してください。

### #9110 番の利用方法

緊急の事件・事故以外の相談は、110 番通報ではなく、#9110 番を利用してください。  
※プッシュ回線電話、携帯電話・PHS から利用可能。ダイヤル式電話機を使用するときは、直通電話 (087) 833-0110 を使用してください。

## 電話をかける 6 つのポイント

### 1 何がありましたか

- まず、何があったかお知らせください。  
「どろぼう・DOROBOU」(※翻訳)  
「こうつうじこ・KOUTUUJIKO」(※)  
「けんか・KENKA」(※) 等



### 2 どこでありましたか

- 住所、目標になる建物をお知らせください。



### 3 いつですか。

- 今から 2 分前など。

### 4 犯人は (人相、服装、逃走方向) か

- 身長は〇〇、体格は〇〇。  
芸能人の〇〇に似ている。
- 黒色のジャンパー、青色のスボン。  
黒いカバンを持っていた。
- 駅の方に逃げていった。  
黒色の車 (ナンバー〇〇〇) で逃げていった。  
白色の自転車に乗っていた。等



### 5 いま、どうなっていますか

- 部屋の中が荒らされている。
- 家の中に不審者がいる。
- 目の前でけんかしている。等

### 6 あなたの住所、氏名、連絡先は

- 住所が分からない場合は、  
〇〇大学近くの△△アパートの□□号室。
- 〇〇学校の留学生、〇〇会社の実習生



## 犯罪被害の予防について

### 自転車盗に注意

- 短時間の外出でも、必ず自宅の鍵をかけて下さい。
- 自転車を停めて置く場合には、必ず鍵（可能な限りツーロック）をかけて下さい。
- 自転車を買ったときは、販売店で防犯登録をして下さい。また、友人などから中古の自転車を譲り受ける時には、防犯登録の名義を変更する必要がありますので、近くの警察署（生活安全課）で手続きをして下さい。



### ひったくりに注意

- 外出時には、バッグなどは脇に抱えたり、紐を斜め掛けにしたりして持ちましょう。
- また、自転車の前カゴには防犯ネットをするなどして、「ひったくり」被害に遭わないようにしましょう。



### 痴漢に注意（女性向け）

- 女性は、暗い道はなるべく避けるなどして痴漢の被害に遭わないように注意しましょう。
- 防犯ブザーなどの携帯警報器を持ち歩きましょう。



## 快適な生活を送るために

- 自分の部屋から一歩外に出ると、そこは公共の場所です。日本の法律を守ることはもとより、最低限のマナーを守りましょう。
- 自分の部屋や車の中であっても、大声を出したり、大きな音を立てたりして、周囲の人に迷惑をかけることの無いようにしましょう。
- 日本では、20歳未満の飲酒、喫煙は法律で禁止されています。



- 落とし物や忘れ物をしたときは、すぐに近くの交番か警察署に届けてください。
  - 物を拾ったときも、同じように届けて下さい。
- ※ 落とし物や、置いてある自転車を持って帰ることは犯罪です。一見、捨ててあるように見えても持ち主がいる場合がありますので、勝手に持ち帰らないようにしましょう。



## 交通事故の防止

### 道路を通行する上で皆さんが心がけるべきこと

道路は多くの人や車が通行します。安全、円滑に通行できるよう交通規則を守り、交通マナーを実践することは社会人としての義務です。



まわりの歩行者や車の動きに注意し、相手への思いやりの気持ちを持って行動すること。



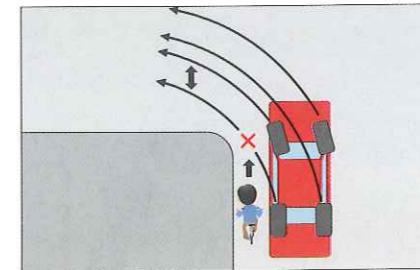
自分の通行の利便だけを考えるのではなく、沿道で生活している人々に騒音などの迷惑をかけること。



通行の妨害や迷惑にならないよう、道路に物を投げ捨てたり、勝手に物を置いたりしないこと。



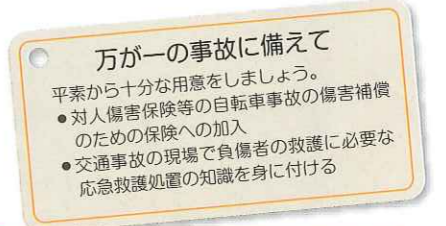
警察官などの指示には従うこと。



自動車の死角、内輪差など自動車の特性をよく知っておきましょう。



交通事故や故障で困っている人を見たら、連絡や救護にあたるなど、お互いに協力しましょう。



万が一の事故に備えて  
 平素から十分な用意をしましょう。  
 ● 対人傷害保険等の自転車事故の傷害補償のための保険への加入  
 ● 交通事故の現場で負傷者の救護に必要な応急救護処置の知識を身に付ける

### 交通事故に対する対応

- 1 直ちに車両の運転を停止する。
- 2 他の交通の妨げとならないように車両を路肩等に移動する。
- 3 負傷者がいる場合は、電話番号 119 番で救急車を呼ぶ。  
救急車が来るまで清潔なハンカチで止血したり励ますなどの応急措置をしましょう。ただし、負傷者をむやみに動かさないこと。
- 4 負傷者の有無にかかわらず、警察に 110 番で連絡すること。  
警察官が来るまで絶対に事故現場から立ち去ってはいけません。（車両の運転者が交通事故を起こした場合は、警察官に事故状況を報告する義務があります。）



# 自転車安全利用五則を守りましょう

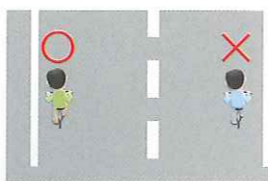
自転車は、日本の法律では「軽車両」として位置づけられ法律上のルールを守って運転することが義務付けられています。交通違反をした場合は、自動車と同じように「罰金」を払わなければならない場合もあります。

## 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

## 2 車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



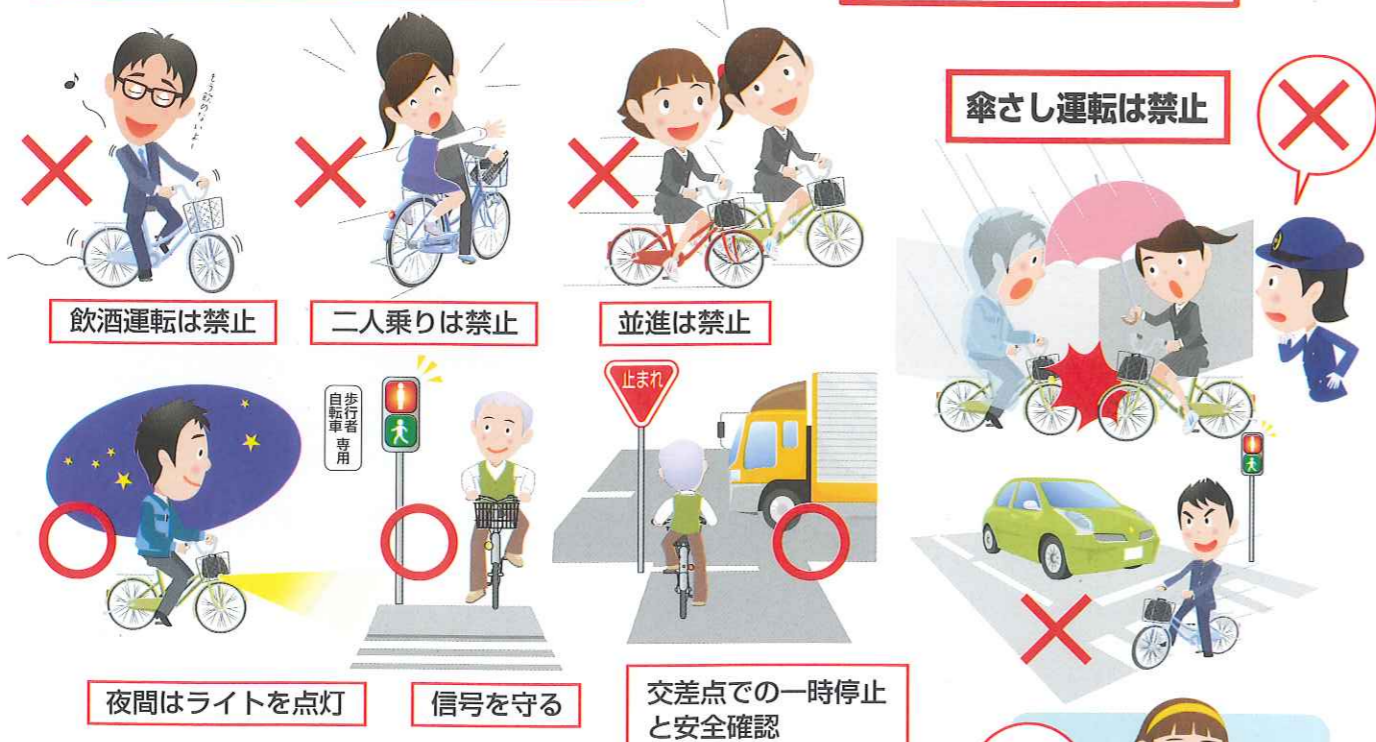
## 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



Only man and bicycle can go through

## 4 安全ルールを守る



## 5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



# 歩行と自転車利用に関する標識の種類

## Signs for Pedestrians and Cyclists

<p>Road closed to pedestrians, vehicles and bicycles</p> <p>歩行者、車、自転車の通行禁止。</p>	<p>Reserved for pedestrians only</p> <p>歩行者だけが通行できます。</p>
<p>Road closed to vehicles and bicycles</p> <p>車や自転車の通行禁止。</p>	<p>Reserved for pedestrians and cyclists only</p> <p>自転車と歩行者だけが通行できます。</p>
<p>No entry for vehicles and bicycles</p> <p>車や自転車はここから入ってはいけません。</p>	<p>Reserved for cyclists only</p> <p>自転車だけが通行できます。</p>
<p>Bicycles are prohibited</p> <p>自転車の通行禁止。</p>	<p>Pedestrian crossing</p> <p>横断歩道です。</p>
<p>Vehicles and bicycles must slow down to enable a sudden stop</p> <p>車や自転車はすぐに止まれる速さで通行すること。</p>	<p>Bicycles may cross within the designated lines</p> <p>自転車横断帯です。</p>
<p>Vehicles and bicycles must come to a full stop. Look both ways before proceeding</p> <p>車や自転車は、一時停止して、右・左の安全を確認すること。</p>	<p>Caution required for children from local schools, kindergartens, child-care centers, etc.</p> <p>学校、幼稚園、保育所等があります。</p>
<p>Crossing by pedestrians is prohibited</p> <p>歩行者の横断禁止。</p>	<p>Traffic lights ahead</p> <p>信号機があります。</p>

## 在留カードの携帯義務について

- 在留カード若しくはパスポートは、あなたの身分を示す大切なものです。
- 外出の際は必ず携帯し、警察官から提示を求められた時は見せて下さい。



- 日本に中長期在留する外国人は、**常時、在留カードを携帯**しなければならない。  
短期在留する外国人は、常時、旅券を携帯しなければならない。  
【特別永住者を除く】  
罰則：20万円以下の罰金
  - 警察官が職務の執行に当たり、在留カードの提示を求めたときはこれを提示しなければならない。  
罰則：1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ※在留期間更新等の手続きで在留カードを所持していない時、在留カードを取得していない短期滞在(90日)の在留資格等の外国人は、**代わりにパスポートを常時携帯**すること。

## 不法就労の防止について

- 日本に滞在する外国人には、「在留資格」があり在留資格ごとに「活動できる範囲(就労内容等)」が規定されています。
- 在留資格の範囲を超えて活動する場合は、入国管理局で資格外活動許可を取得する必要があります。
- 資格外活動許可を取得せずに「活動できる範囲」を超えて活動を行えば「不法就労」となり処罰されます。  
※ 資格外活動 3年以下の懲役、300万円以下の罰金  
※ 無許可活動 1年以下の懲役、100万円以下の罰金

### 資格外活動許可を取得していても違法となる就労形態

- ① 風俗営業(スナック、バー、パチンコ店等)、性風俗営業店等で働くこと。
- ② 受入機関を除籍された後に働くこと。  
学校、退学になったけど、まだ留学の在留期間あるから、暫く働いても大丈夫だろ。
- ③ 資格外活動に専従し、自己の在留資格に定められた本来活動を行わないこと。  
(例) 留学生が学校に出席せず、就労活動に専従すること。



在留カードを確認して下さい。



※掲載の在留カードは入国管理局ホームページより引用しています。



## その他の入管法違反

### ●不法就労助長


- 不法滞在者（不法残留・不法在留）や、就労資格のない者（短期滞在等）を雇用すれば不法就労助長罪として処罰の対象となります。  
3年以下の懲役、300万円以下の罰金
- 外国人を雇用するときは、必ず在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認して下さい。  
特別永住者の方を除き、在留カードを持っていない場合は原則として就労できません。

- 不法残留
- 不法入国
- 不法在留


3年以下の懲役若しくは禁固、300万円以下の罰金

## 在留カードに関する罰則

- 他人名義の在留カードの行使  
1年以下の懲役、20万円以下の罰金
- 自己名義の在留カードの譲渡  
1年以下の懲役、20万円以下の罰金
- 届出義務違反（新規届出、変更届出、有効期間更新）  
20万円以下の罰金
- 虚偽の届出等  
1年以下の懲役、20万円以下の罰金
- 偽変造  
1年以上10年以下の懲役



在留期限を確認し、期限前に更新手続きを行いましょう。



携帯電話契約するから、在留カード貸して。

分かった。

・住所などを変更した場合は、変更事項を速やかに届け出ましょう。  
・虚偽の内容を届け出ると処罰されます。

## 退去強制処分（国外退去）

日本に滞在する外国人の方が罪を犯すと懲役・罰金等の刑事罰の他に、退去強制や出国命令の処分を下される場合があります。

## 防災対策について

日本は、地震や台風などの自然災害が多い国であり、ここ香川県も例外ではありません。災害は、いつ起こるか分からないので、次の点に注意して、被害を最小限に抑えましょう。

### 地震

大きな地震が起きたときは、

- テーブルや机などの下に入る。
- 地震が止まったら火を消す。
- ドアを開けて避難経路を確保する。
- 直ぐに外に出ないで周りをよく見る。
- 靴を履いて、避難所など安全な所に逃げる

よう心がけて、危険から身を守って下さい。

また海の近くでは、津波が来ることがありますので、直ぐに避難ビルなどの高い場所に逃げて下さい。



### 台風

台風が来たときは、外出を控えてテレビやラジオのニュースを聞き、「避難勧告（ひなんかんこく）」が発令された場合は、市や町が決めた避難場所など安全な場所に避難して下さい。



### 今から確認しておくこと

もしものときに備えて、今から

- 避難場所はどこにあるのか
- 逃げる時に何を持っていくか  
（食べ物、飲み水、服、現金など）  
などを、よく確認しておきましょう。

大きな災害が起こった時は、電話・携帯電話・パソコンから災害用伝言板にアクセスすることで、家族や友達に連絡することが出来ますので、あらかじめ使用方法などを確認しておきましょう。

